**委託契約書**

収入印紙ちょう付欄

１　委託名　　Joruri Searchサービス

２　契約日　　令和　　年　　月　　日

３　委託料 　 初期費用　８８，０００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 　金８，０００円）

月額　８，０００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 　金８００円）

(総　則)

第１条　発注者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、「Joruri Searchサービス」（以下「本サービス」という）の契約に関し、この契約書に定める。

（本サービスの提供）

第1条　本サービス契約書はJoruri CMSシリーズをご利用し、人口10万人以下の自治体様に対してサービスを提供します。

(本サービスに対する協力)

第2条　発注者から問い合わせ頂いた問題の原因調査において、発注者に協力いただく場合、発注者は可能な範囲で受託者に協力する。

（窓口担当者の設定）

第３条　発注者は、窓口担当者を設定する。窓口担当者は、本サービスに関する事務手続きや「委託契約書」の保管、受託者に対する窓口となる。

（本サービスについての問い合わせ）

第４条　本サービスの問い合わせについては発注者の窓口担当者からのE-Mailのみ受付とする。

(本サービス内容及び料金の変更)

第５条　本サービス料金は、ソフトのバージョンアップ及び本製品の範囲の拡大、縮小により変動する場合がある。

1. 受託者は本サービスの内容を変更し、又は本サービスを一時中止することができ、その場合、受託者は事前に発注者様に連絡する。

（申し込み時の登録データの変更）

第６条　発注者は、申し込み時の登録データ内容（窓口担当者様についての情報など）に変更があった場合は、速やかにこれを受託者に通知する。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第７条　本サービスの利用により発注者に損害が生じた場合、受託者が負担する損害賠償額は、支払済の本サービス料金を上限とし、受託者は、派生的又は間接的な損害についていかなる責任も負いません。

 (受注者の解除権)

第８条　受注者は、発注者が次のいずれかに該当するときは、本サービスを解除することができる。

1. 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。
2. 受託者に対する債務の支払いを怠ったとき。

（本サービスの支払い）

第９条　受注者は、発注者に対して本サービス料の支払を請求するものとする。また、発注者は本サービスを期間の途中で終了させても、返金を要求することはできない。

1. 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。
2. 本サービス期間満了の30日前までに、発注者がサービスを更新しない旨を受託者に通知しない限り、本サービスは自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(機密保持)

第10条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

１．発注者および受託者は、本契約および個別契約に関連して知り得た秘密情報を、事前に相手方の書面による承諾を得ずして相手方以外の第三者に開示、漏洩または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、本条は適用されないものとする。

① 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密を受領した当事者（以下「受領者」といいます）の責によらずして公知となったもの

② 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

③ 開示の時点で受領者が既に保有しているもの

④ 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの

1. 発注者および受託者は、機密情報を相手方に開示する場合は、機密である旨を表示する。
2. 本条の規定は、本契約期間中だけでなく、本契約終了後も有効に継続する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　徳島市昭和町３丁目６－５板東ビル２階

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　サイトブリッジ株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　貴田 秀資